

第 76 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水產省

第 76 回
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和 7 年 12 月 11 日（木）10：30～11：50
会場：農林水産省畜産局 共用第 2 会議室
(本館 6 階ドア No.667、ウェブ併催)

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 捶

3. 議 事

- (1) 家畜伝染病予防法の改正について
- (2) その他

4. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

家畜衛生部会委員名簿

資料 1 家畜衛生をめぐる情勢について

資料 2 家畜伝染病予防法改正の方向性について

資料3 家畜伝染病予防法改正の方向性について

参考資料 令和2年家畜伝染病予防法改正事項の検証

午前10時30分 開会

○横澤調査官 定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第76回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

当部会の事務局を務めます消費・安全局調査官の横澤でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の坂から一言、御挨拶申し上げます。

○坂消費・安全局長 消費・安全局長の坂でございます。着座にて失礼いたします。

改めまして、皆様方におかれましては年末のお忙しい中、御参加いただきまして誠にありがとうございます。

今回、委員の改選後の初めての部会ということでございます。今回、新たに9名の皆様に議論に加わっていただきましたことになりました。お引き受けいただきましたことに対しまして重ねて感謝申し上げますとともに、様々な御専門のお立場から、幅広い御意見を賜れれば幸いでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

昨今の家畜衛生をめぐる状況でございますけれども、鳥インフルエンザも、このシーズンで6シーズン連続で発生しております、正に今月、来月が発生のピークでございますので、厳重な警戒を続けているところでございます。

また、日本に未侵入の海外での悪性伝染病としてアフリカ豚熱が10月に台湾で発生確認されまして、東アジアで侵入を許していないのは日本だけという状況になりました。また、先月スペインでも、フランスを飛び越えてスペインで発生したというような状況で、人為的な要因による感染のリスク、これらを鑑みますと、我が国への侵入リスクも非常に高い状況でございます。

申すまでもありませんけれども、こうした家畜疾病が一たび国内で発生いたしますと、我が国の畜産業に深刻な被害をもたらして、畜産物の安定供給にも非常に悪い影響を与えることになります。そのため家畜衛生を徹底するということは、食料安全保障を果たす上でも、非常に重要な課題であるというふうに捉えております。

本日の会合におきましては、こういったことも含めまして家畜衛生をめぐる情勢について御紹介させていただきながら、その対策の一つとして、次期の通常国会への提出に向け

まして私どもで準備を進めております家畜伝染病予防法の改正内容につきまして、その方向性について御報告を申し上げたいというふうに考えております。

皆様方におかれましては、御専門の見地から忌憚のない御意見、御発言を頂ければ幸いでございます。

本日も活発な御議論をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○横澤調査官 ありがとうございました。

報道関係者は御退出ください。ウェブでの傍聴は引き続き可能であることを申し添えます。

それでは初めに、現在、家畜衛生部会の委員数19名でございますが、本日ウェブでの御出席も合わせて、現在15名の委員の皆様に御出席いただいております。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定により、定足数3分の1以上を満たしていることを御報告申し上げます。

続きまして、本日出席しております事務局を紹介申し上げます。

消費・安全局審議官の木下でございます。

○木下審議官 よろしくお願ひいたします。

○横澤調査官 消費・安全局参事官の尾崎でございます。

○尾崎参事官 よろしくお願ひいたします。

○横澤調査官 動物衛生課長の沖田でございます。

○沖田動物衛生課長 沖田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○横澤調査官 家畜防疫対策室長の武久でございます。

○武久家畜防疫対策室長 よろしくお願ひいたします。

○横澤調査官 国際衛生対策室長の松尾でございます。

○松尾国際衛生対策室長 松尾でございます。よろしくお願ひいたします。

○横澤調査官 動物衛生課の加茂前でございます。

○加茂前補佐 よろしくお願ひいたします。

○横澤調査官 畜水産安全管理課の寺野でございます。

○寺野補佐 よろしくお願ひします。

○横澤調査官 以上、よろしくお願ひいたします。

本日はウェブを併用しての開催となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。

お配りしております資料は、議事次第、委員名簿に加えまして、報告事項でございます議事（1）家畜伝染病予防法の改正についてに関して、こちら資料1から3を使用して御説明いたします。お手元にない資料、あるいは落丁等ございましたらお申し付けください。

それでは、早速議事に入ります。

ここから、議事進行を稻垣部会長にお願いいたします。よろしくお願ひします。

○稻垣部会長 それでは、議事に入らせていただきます。

それでは、議事の（1）家畜伝染病予防法の改正について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

それでは、私の方から資料に沿って説明をしたいと思いますが、資料の1、資料の2、資料の3、それぞれ使いながら説明をさせていただきたいと思います。

家畜伝染病予防法の改正についてというのがタイトルになっております。改正の方向性を本日、先生方に御報告させていただきたいと思いますが、先ほど局長から挨拶ありましたとおり、今回が新しい体制になって初めての会合ですので、家畜衛生をめぐる全体的な情勢についても、簡単に説明をさせていただこうと思います。

まず、資料の1、家畜衛生をめぐる情勢についてということで、お話をさせていただきます。

1ページ目、御覧ください。1ページ目は、家畜伝染病の発生予防とまん延防止の全体像について、漫画チックに示したものでございます。

この発生予防とまん延防止のための基本的な法律として、家畜伝染病予防法がございます。我々、この家畜伝染病予防法に基づいて、各種の施策を打っているというところでございます。

大きく分けると、発生を予防する対策と発生したときにまん延を防止する対策と、大きく二つに分かれます。絵の中で、左側が発生の予防のための対策で、右側がまん延の防止のための対策というふうに、お考えいただければと思います。

発生予防については、日本は島国です。島国ですので、まずは海外からとにかく入れないようになりますが、発生国から、あるいは発生したようなところから、畜産物だ

ったり動物だったりこういうものが入ってきて、持ち込まないようにするという水際の対策、これが日本にとって非常に重要になります。

これを担っているのが農林水産省の動物検疫所でございます。動物や畜産物の輸出入の検疫を行う、入国者に対する質問や携帯品の検査や消毒を行う、こういったことによって病気の侵入を許さないというのが、発生予防のまず第一の柱です。

一方で、例えば鳥インフルエンザウイルスを運んでくる渡り鳥、こういったものは水際の検疫で止めることはできません。どうしても入ってきてしまいます。そういうものに関しては、日本に来るのはやむを得ないとしても、それを農場の中に入れさせないということが重要になります。

このための対策として、農場においては、まず農場における侵入防止対策、飼養衛生管理をしっかりと行うということが重要になります。この飼養衛生管理をしっかりとやっていただくために、農水省として飼養衛生管理基準を策定して、これを農家に守っていただくということを行い、そのための各種の施策を実施しています。

また一方で、発生した場合にしっかりと備えることも重要です。このために、発生に備えた準備、それから、もし何か異常があったときには早期の発見・通報を行う、こういった体制を構築しております。これが国と、それから都道府県、これは家畜保健衛生所がメインになりますけれども、これらが連携をしながら、農家においてしっかりと発生のための準備の対策をすると、発生した場合の早期の発見、早期の通報を行う体制を取って、これによって発生予防を行っているというところです。

一方で、万一発生してしまった場合に、一か所で早く封じ込めるということが重要になります。このための対策として、右側になります。まん延防止としては、まず広げないために、ものを動かさないことが重要になりますので、通行を制限する・遮断する、あるいは家畜などについては移動を制限するといったことを行う。そして、移動する場合であっても、例えば車両は消毒するための消毒ポイントを設置する。こういったようなことによって、広がることを防ぐということですが、また、発生した農場におきましては、病気のもとになる病原体は家畜の体の中で増えていきますので、これを増やさないために患畜、かかった家畜、あるいはその疑いのある家畜について殺処分をして、埋めるなり焼くなりするという形で、病原体のもとを絶っていくということが重要になります。

こういったことを各種、法律に基づいて施策を打っています。これを国と都道府県で実

施をしております。もちろん、こういった殺処分の対象となった場合には、国の財政の支援というのもございます。患畜等に対する手当金であったり、あるいは県が行う必要な防疫措置に関する支援措置、こういったものも法律に基づいて措置されているところです。

それでは、重要な病気について御紹介をしたいと思います。

2ページ目が、まず高病原性鳥インフルエンザでございます。鳥インフルエンザ、これは高病原性と判定されたA型のインフルエンザウイルスというのが病原体でございますが、これによる家畜の病気としては、対象となるのは鶏やアヒル、ウズラと資料にありますような家禽類、これが対象となります。特徴としては、致死性が非常に強いということと伝播性が強いということでございます。右下の表を見ていただきたいのですけれども、通報が遅れますとあつという間に農場の中で広がって、これがまたウイルスの増幅を呼んで、その増幅されたウイルスが周りに漏れていって付近に広がるといったことになります。ポイントとしては、やはりいかに早く見つけて早く処分するかということでございます。

この病気、もう一つの特徴は、人獣共通感染症ということで人間にもかかる病気です。人間にかかるのですが、かかりやすくてほいほいいうつるというものはございません。感染するというのは、非常にまれではあるのですけれども、人間に感染することもあるということです。特に海外において、途上国で庭先養鶏のような形で、家禽と非常に密接に接触しているような人においては、感染して死亡する事例もございます。ただ、日本においては、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染する可能性はないということが、内閣府の食品安全委員会からも見解が示されておるところです。

鳥インフルエンザの現在の状況ですけれども、3ページを御覧ください。

先ほど挨拶にもございましたとおり、6年連続で冬に発生しているというところですが、傾向としては初発がどんどん早くなっている。特に令和6年シーズン、昨シーズンはこれまで最も早い10月の半ばの発生ということでございました。今シーズンも10月22日ですので、発生がどんどん早くなっているということでございます。

発生した場所、あるいは発生した件数を見てみると、この6シーズンを比較すると、令和2年、令和4年、令和6年と大きな発生を見ています。令和6年においては932万羽、51事例の発生があり932万羽が殺処分されているというところです。今シーズンについては、6例で173万羽というのが現状でございます。これ野鳥においても同様の傾向が見られていて、令和4年、あるいは令和6年は非常に多かったというところです。現時点で、

令和7年、今シーズンについては53事例見つかっているというところです。その見つかった場所の地図を横、左側に示してございます。

令和6年シーズンは、実は1月に非常に集中発生があったということで、これは早期通報の遅れなども原因の一つかと考えられますが、地域的に集中発生しているということもございました。こういったことを専門家にも分析いただいた上で、新たな鳥インフルエンザの対策パッケージを昨シーズン終了後に打ち出したところです。

飼養衛生管理を強化する、それから分割管理を推進する、ワクチンを検討する、それからまん延防止に向けた防疫措置を見直すと、こういった4つの柱ですが、衛生管理の強化については、こういった集中地域、過去に続発した地域、こういったところでの対策を強化すること、あるいは、大規模な農家において塵埃の対策。風によってほこり、ちりが運ばれて、それに付いていたウイルスが次の農場に移っていく、こういった原因が考えられたことから、塵埃対策をしっかりと位置付ける、こういったような対策を行って、飼養管理を強化することです。

また、大きな農場で殺処分すると、そのことによる影響、例えば卵の需給といったものへの影響もありますので、大きな農場については分割管理を推進するということについても、施策を実施しております。

また、そもそもの発生を防いでいくために、ワクチン接種といったものについて新たな動き、世界的な新たな動きもございます。あるいは、ワクチンについての技術の進展等もございますので、それを踏まえたワクチン接種の検討ということについても実施をしておるところです。

また、まん延防止措置に向けて防疫対応。これは、先ほどの封じ込めの措置を効率的に行っていくということもやってきておるところでございます。

次が、豚熱でございます。

豚熱につきましては豚の病気で、これは人には感染いたしません。後でアフリカ豚熱も出てきますが、豚熱について大きな特徴は、非常に有効なワクチンがあるというところでございます。日本でもこの病気発生、平成30年、26年ぶりに発生しましたが、ワクチンを使って現在コントロールをしているというところでございます。

6ページを見ていただきますと、ワクチンを打つまでは1年間に45件という発生があつたところですけれども、ワクチンを打ち始めてからは年に数件というところで抑えている

ところでございますが、数件程度は引き続き発生しているので、これをいかに抑えるかということが課題になろうかと思っております。

7ページは、そういったことで年に数件発生しているこれをいかに抑えて、清浄化を達成していくかという長期的なロードマップというものを策定いたしまして、それに基づいて施策をしっかりと実施していくということですが、その基本的な考え方を示しておるところです。

ステップごとに、現行、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期とありますけれども、ステップごとに対策を打っていきながら、まずは家畜の豚できれいにするということを目標にしてやりつつ、同時に野生イノシシの対策を進めて、最終的には日本が完全な清浄国になるということを目指して、取組を進めていくというのが基本的な考え方となります。

8ページが、アフリカ豚熱でございます。

アフリカ豚熱と豚熱の違いですけれども、これはどちらも豚、イノシシの病気で人には感染しませんが、アフリカ豚熱については、有効なワクチンがないというのが非常に大きな違いです。豚熱はワクチンでコントロールできますが、アフリカ豚熱の場合はそれができないということで、日本では発生しておりませんが、アジア地域でも拡大、それからヨーロッパでも拡大ということから、入ってきたときの影響が非常に大きく、入れないための対策をしっかりとやるということが大事というところでございます。

ちょっと飛ばしまして11ページを見ていただきますと、水際でしっかりと守るとはいえ、国内で発生したときの準備というものは非常に重要になりますので、国内で感染が確認されたときの防疫措置、これをどういうふうにやるかというのは、もうあらかじめしっかりと定めておりまして、この準備をしっかりとしているというのが今の状況でございます。

家畜で発生した場合には、発生農場の周りに移動制限を張り、10キロは搬出制限、移動を止める。それから、発生農場においては殺処分を行う。こういったことによってしっかりと止めるのですが、野生イノシシに入った場合には、野生イノシシをしっかりと対応していかなければいけないので、まず、その確認地点の3キロ範囲内においては、とにかく死体を回収していく。死体にウイルスが残っていて、それをもとにして広がるという懸念がございますので、それをしっかりと行っていく。

ただ、この3キロ、すぐ近くで殺処分のために例えばハンターさんに入ってもらったりですとか、そういうことをしますと、どんどんイノシシが散っていくということが懸念さ

れます。そのため3キロについては、とにかく死体を積極的に探すというところ。それから、中にイノシシを入れないための対策を行うということをやりつつ、その外側ではしっかり数を減らしていくということを進めるというのが、野生イノシシの対応になります。

こういったことについて各県と連携して、準備を今進めている段階です。

次に口蹄疫でございます。口蹄疫については12ページですが、この病気も現在は日本では発生はしておりません。ですが、過去に発生したときには非常に大きな影響があったということで、この病気の特徴は、牛や豚などのいわゆる偶蹄類、蹄が2本とか4本とかに分かれている動物でしか感染しませんが、この牛や豚に非常に感染力が強いということで、侵入が非常に恐れられている病気です。この病気は、過去に発生したときには宮崎で発生したのですが、13ページ見ていただきますと、トータルで30万頭近い豚や牛の殺処分ということで封じ込めをしたんですが、このときも封じ込めに非常に苦労して、ワクチンを使いながら、一時的にですけれどもワクチンを使いながら封じ込めて、清浄性復帰を達成したというところです。入ったときの対応が非常に難しくなる病気ですので、まずはこれは水際でしっかりと抑えるということが重要になります。

最後、ランピースキン病という病気ですが、これはこれまで日本には発生していなかったのですが、昨年、令和6年11月に初めて日本で発生しました。この病気は人には感染はしません。畜産物も全く問題ないのですけれども、牛に関してはやはり感染力が非常に強いということと、それから牛の皮膚に結節、いぼいぼができるという病気なんですが、これがどんどん移っていくことで、例えば牛が、乳牛ですと乳量が減るといったような影響もあったということです。

この病気に関しては、我々、これまでその発生がなかったということもあって、対応は届出伝染病として対応していましたが、やはり一段強い措置として殺処分、強制的な殺処分も含めた措置がやはりまん延防止には必要ということから、今の段階では届出ではなくて、政令によって殺処分などの措置が取れるような病気として、今指定をしているところです。ただ、政令の指定は時限的な措置ですので、これについては検討が必要というが現状でございます。

最後は、水際でございます。

水際については侵入防止対策、なぜこれが必要かというと、コロナ以降やはりインバウンド復活というところから、それに伴う持込みも非常に増えていると。これまで以上に増

えているというところから、その対応が必要になるとことと、その増えた違反が巧妙、悪質化しているというところで、例えば外国食材店に、外国にコミュニティーにある食材店に持ち込んで、そこで販売されていると。こういったような事例まで見つかっているというところから、法制度も含めて強化策を検討しているというところでございます。こういった背景を受けまして、家畜伝染病予防法の改正の方向性を議論しているというところなのですけれども、資料2に入りたいと思います。

資料2で改正の方向性を検討しているのですが、先ほど言った背景の説明の資料もございますので、そこは適宜割愛させていただきます。改正の方向性のまず1番目は、豚熱についてどういうふうに対応するかというところを少し考えたいというところで、2ページ目を御覧ください。

先ほど言った清浄化のロードマップを策定しておるんですけども、ワクチンをしっかりと活用して、病気をコントロールしている状態にあるということをきちっと考えながら、清浄化を進めていく必要があるということで、ワクチン接種下においては、殺処分について範囲の見直しが可能か、専門家も含めて検証をしておるところでございます。これは何を言っているかというと、豚熱についてはその伝播力の強さ、影響の大きさから、一旦発生すると農場の全体を殺処分するというのが今の措置でございます。ただ、それについては、ワクチンがしっかりと効いている状態で、果たしてそれが適切かどうかと。それを見直す可能性はないのかということを検証をしておるところです。今のところ、殺処分について、全てを殺処分しなくても病気をコントロールすることは十分可能だというのが、専門家の意見も踏まえてそういう方向性を見いだしておりますので、それについて必要な法律的な制度の改正というものが必要というふうに思っております。

3ページ見ていただきますと、現行、殺処分しているところ、技術の進展やワクチンを使っている現状をしっかりと調べて、分析をしたデータに基づきますと、豚の一部分を殺処分すれば、それで全頭殺処分と比べても変わらない、ほかの農場への伝播リスクは変わらない、要は封じ込めができるということが評価されましたので、それに基づいて体制を変更していくこうと思っております。

もう少し詳しく言うと、ワクチンを打ってすぐであるとか、ワクチンをまだ打っていない小さな子豚、これについては殺処分が引き続き必要ですが、それ以外しっかりと免疫のついているところについては、これは殺処分の対象から外しても大丈夫ではないかというこ

とでございます。これについて必要な制度検討を行っていくこととしています。

ランピースキン病につきましては、先ほど言ったとおり、これまでの措置ではやはりまん延防止に十分ではなかったということから、家畜伝染病と同じ扱い、例えば殺処分を行う、あるいは移動制限をかける、こういったことが強制的に行えるような体制にする必要があると思っています。

5ページ見ていただきますと、一番右側に、家畜伝染病に追加することによって新たに義務付けが可能、対応が取れるというのに隔離や殺処分、ワクチンを緊急に接種する、移動制限をするといったことが強制力を持って実施することができると。これによって封じ込めができるということで、ランピースキン病を家畜伝染病予防法上の法定伝染病に追加するということが必要ということでございます。

6ページ目がこういった家畜伝染病の対策に当たる家畜防疫員、都道府県の家保の職員さんなのですが、その役割の多様化に伴う負担の軽減であるとか、より効率的な体制、これを構築していくための措置として業務が多様化しておりますので、例えば一部の業務について、外部化することができないかということを考えております。

7ページがまず、そのうちの一つですが、各種家保で行っている検査について外部化することが、外部化した場合に、国の費用負担が可能となるような制度の改正ということをすることによって、この外部化をより促進して家保の業務の効率化をする、体制を効率的な体制にするということ。

それから、8ページでは、豚熱のワクチンについてはこれは飼養衛生管理者によって接種することができるということを、法律上もしっかりと位置付けていくということで、家畜防疫員である獣医師でないと打てないというのではなくて、一定の要件を課した上で、その条件をクリアした人については、ワクチン接種ということを可能とすると。こういったことを制度として組み入れていこうということでございます。

それから、水際の措置につきましては、先ほど言いましたとおり、水際の違反の増加、それから違反の悪質化が顕著になってきているというところから、例えば国内の外国食材店、こういったところについて、新たに規制的な措置を取れないかということを目指しております。

というのは、現時点で家畜防疫官、水際に従事している家畜防疫官には水際の権限はあるんですけども、一旦中に入ってしまうと、そこについては権限がないというところか

ら、この権限を強化することによって、入ったものについてもしっかりと対応できるよう にするということでございます。例えば、入ってきたものについて販売を禁止するとか、あるいは立入りの調査を行う、あるいは、立ち入って見付けたものについて廃棄するとい う権限を家畜防疫官に与えると。こういったことによって、食材、国内に入ったものにつ いて対応をしていくということも考えていきたいというところでございます。

今説明をいたしましたことを整理したのが全体像の資料3なのですけれども、特に先ほ ど説明をした部分が赤字になっています。右側の一番右端の現状及び法改正の方向性とい うところの中で、赤字にしている部分が今説明したところで、こういったところについて 法律の改正が必要になるということです。内容につきましては、先ほど御説明をしたとお りでございます。

すみません、駆け足になりましたけれども、全体の家畜伝染病予防法の改正の方向性に ついてということで、御説明をさせていただきました。

○稻垣部会長 ありがとうございました。

それでは、本件につきまして委員の皆様から御意見、御質問をお願いしたいと思ひます。 どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、井岡委員、お願ひします。

○井岡委員 消費科学センターの井岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

今、御説明いただいたところで、鳥インフルエンザにしても豚熱にしても大変緊急性、 噫緊急性があるということがよく分かりまして、全体のその法律の改正に関しては、全く異 議はございません。

質問なんですけれども二つありますて、野生の鳥を検査するそういう仕組みというか、 それがどうなっているのか。消費者の立場として、私も実際近くでハトが死んでいたりす るところを見つけまして、それは保健所に知らせなくちゃいけないということは分かって いるんですけども、一般消費者はよく分かっていなくて、触ったり、それから自分で処 理をしたりしようとする事もあり得るので、やっぱりそのところの消費者への情報も お願いしたいということと、その野生の鳥をどう検査していらっしゃるのかということです。

それから、もう一つ、先ほどの家畜防疫員についてです。そちらも人手が足りないので しょうか。そちらも緊急性があると思います。これはやっぱり資格があるということなの

ですか。その資格を取る方法とか、人員の研修とかをぜひ行っていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○稻垣部会長 回答をよろしくお願ひします。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

まず、野鳥に関するお尋ねがございました。野鳥についても当然鳥インフルエンザにかかる鳥ですので、野鳥についての検査というのも、これは環境省が主体になってやっております。環境省は、死体を自ら見つけるのと、それから今おっしゃっていただいたように、住民の方からカラスが死んでいるよとか、そういった通報を受けて、死体を回収して検査をするといった取組をしておりますので、資料1の3ページに、グラフでは「野鳥」と書かれているところ、あるいはその地図の中で星印で書かれているもの、こういったものは、環境省が住民からの通報を受けて、あるいは自分たちで集めたものの中から、陽性を見つけたものでございます。

こういった取組をして、野鳥における鳥インフルエンザの感染状況というのを毎年調査しているというところです。これによって陽性が見つかりますと、その周りにある農家について、野鳥で見つかりましたということで注意喚起をして、警戒を高めてもらうと。こういったことを行っているところです。

それに関して、やはり消費者の方、あるいは住民の方とか、そういった方からの通報も頂いて助けていただいているところもありますので、消費者に対してしっかりと、そういう死体を見つけたら、報告をしてくださいということを周知しておるところです。

その中では、見つけたら触らないでくださいということをしっかりと言っています。ですが、これが徹底できるように我々サイド、要は家畜のサイドからもそういった注意喚起、こういったことはしっかりとやっていきたいというふうに思っています。

それから、防疫員の状況なんですけれども、そもそも、すみません、説明をはしょってしまったので詳しくできなかつたのですが、家畜防疫員の負担を軽減して効率化していくなければならないという、資料2の6ページから8ページで説明したことなのですが、やはりそもそもが、こういう家畜防疫員と言われる都道府県の家保の職員さんの確保が、非常に難しくなっているということが原因であります。家保の職員さんを確保するのが難しくなっていることに加えて、なのに更に業務がどんどん積み重なっている、あるいは多様化してきているといったことがある中で、こういった制度を、仕組みを変えていかないと、

とても対応できないということになってきているので、こういったことを今考えているところですが、根本的には、根底にはやはり家保の獣医さんが、なかなかなり手がないというところが原因になっているというはござります。

○井岡委員 ありがとうございました。

○稻垣部会長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。それでは、黒濱委員さん、お願ひします。

○黒濱臨時委員 よろしくお願ひします。

幾つかあるんですけれども、まずはランピースキンのところで、資料2の5ページのところの上から二つ目、令和6年11月国内で初めて発生してと書いてあるんですけれども、この法的強制力がない状態があつて広がっているというのは、大変ゆゆしき問題だなと思っております。法律に基づいて皆さんが動いているというのはよく分かっていて、法律の限界があるのは分かっているんですけれども、何か病気が入ると物すごく防疫措置に金がかかる、時間もかかる、人、労力もかかるというのがあって、早めの措置がどうしても必要だと。法律では確かにこうは書いてあるんですけれども、やばいなと感じたときに、先に殺処分をするとか、防疫措置を早めにやるとかというのを法律の、この病氣があるというのが分かる前から動けるような状態をつくるべきだと思うんです。

多分100回のうち99回が間違いで、例えば大した病氣じゃなかったのに間違えて殺処分したとかという場合があったとしても、家畜の場合は、家畜に限らず動物の場合は基本的に法律的には財産なので、人命と関係ないものですので、精神的な影響があるかもしれないんですけども、基本的にはお金で解決できる問題ですから、100件中99件間違えたとしても、早めに対応を取るという手は打てないだろうかと。法律ではできないんだと思うんですけども、そこは法律を書き換えるなり何か解釈をするなり、前もってできないかなと。

100件中99件間違えても、100件中1件問題があつて早めに対応ができれば、その100件中1件見逃したことによって、大きなトラブルがあつた後の影響から考えれば、よほど安く済むだろうというふうに思います。また、生産者も安心してできるというのがあって。それが農林水産大臣なのか、局長級なのか課長級なのか分からないですけれども、権限でそれができると。もしそれが後で検査をしたら、そこまで対応をする必要はなかつたものかもしれないといふかたとしても、それは罰せられることがない。法律に則つていなかつ

たとしても、そのところはちゃんと生産者に対して補償が効くという、そういう早め早めの対応ができるようにしていかないと、これだけインバウンドも増えていて、更に国際防疫も随分進んでいる状況ですので、早め早めの対応ができるようなことを何かやっていかないと駄目なんじゃないかなと思っております。

この資料にあるとおり、やっていることは正しいし、向かっている方向は正しいと思うんですけども、多分もっと速いペースでいかないと、日本を守れないんじゃないかなというふうに思います。

ちょっと御意見させていただきます。よろしくお願ひします。

○稻垣部会長 よろしいですか。お願ひします。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

今のお話、非常に重たい話だと思っています。難しい判断があります。なぜかというと、おっしゃられるとおり経済動物ではあるんですけども、やはり我々としても、無駄な死というものは極力避けなければいけないと思っています。その中で、病気を広げない措置と、それからそういう無駄な、昔ふうに言うと殺生ですよね。無駄な家畜の殺処分というのは避けたいというもののバランスだと思っています。今の法律の立て付けの中で一応そこは加味されていて、法定伝染病と言われる家畜伝染病と届出伝染病となっていて、家畜伝染病の中でも、農場の中を全部殺さなければいけないものもあれば、そうではなく患畜、病気になった家畜だけ殺すという病気もあります。そういうふうに病気にはグレードを付けてやっていますが、ランピースキンに関しては、これまで我々にも知見がなかったということもあるのと、新しいいわゆる株が世界で広がっているということから、やはりこれは見直しが必要というので、今回その見直しをするということです。黒濱委員おっしゃられるとおりで、それだけで済まない、本当に間違ったとしてもやらなければならないものがあるんじゃないかというのは、そのとおりだと思っています。ですので、例えば本当に大事なもの、口蹄疫であるとか、それから今入っていないアフリカ豚熱、こういったものは本当に間違ったとしても、やれる措置、取れることがなければ駄目だというのは我々も考えていて、実は、家畜伝染病の中でも、口蹄疫やアフリカ豚熱はちょっと特別扱いをしていて、場合によっては、全く関係のない健康な家畜であっても、あるいは農場であっても予防的に殺処分をすることができるような、そういう規定も盛り込まれています。ですので、できるだけそういうことはやりたいと、やれる措置は取りたいと思っていますが、

やはりそこはバランスだと思っています。口蹄疫やアフリカ豚熱は予防殺処分までやるけれども、今ワクチンがしっかりと効いている豚熱は、そこまで必要なのかどうか。あるいは、鳥インフルエンザについていえば、疑いがなかったとしてもやる必要があるのか。それをやらなくとも自主的に、例えば発生した農家については移動を一時的に、結果が出るまでは止めてもらうと、こういった措置で十分いけるかどうか、こういったことをしっかりと検証していくことの中から、そういう議論をしていきたいというふうに思います。

○稻垣部会長 黒濱委員さん、どうですか。

○黒濱臨時委員 それで、例えば我々養豚業界の中では、特によく話題になるのはP R R Sのような病気は変異が激しいので、突然、劇症型になったりとかするケースもあります。多分、海外で悪性化して日本に入ってくるのではなくて、日本国内で悪性化するケースもあります。そうすると、今までと症状が違ってきますので、何の病気か分からぬといふところからスタートしますので、そのときの予防殺というののかなり幅広めに取ってあげた方が、後々のことを考えると、たとえそれが大したことなかったと後で分かったとしても、広げた方が業界としては、我々の業界としては安定するんだろうなと。

あとは、ちゃんと補償が効けばありがたいんですけども、そういうふうにした方が日本全体の国益にはかなうんじやないかなというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

病気ごとに、例えばどういうふうに変異していくかとか、そういったことはしっかりと見ながら、何を警戒する病気とするか。あるいは例えばP R R Sなんかですと、専門的な話になってしまいますがP R R Sだけで本当に駄目なものと、P R R Sがあることによって、二次感染があって駄目になる場合と、こういったものいろいろあると思います。ですので、そういったその病気の特徴、こういったものをしっかりと踏まえながら、どういう措置を取るのが最適かということを検討していきたいというふうに思います。

○稻垣部会長 よろしいですか。

○黒濱臨時委員 幾つか、続けていいですか。

○稻垣部会長 どうぞ。

○黒濱臨時委員 あと輸入の検疫のところなんですけれども、成田空港に海外から帰ってくると、まずは入国審査があって入国しますよね。日本人の場合は、法律を見ると、海外

に出ることも国内に帰ることも、これは固有の権利だということなので、止めることが基本的にはできないところだと思うんですけれども、外国人に関しては入国拒否というのができることになっています。

入管法で見ると、入国拒否できる条件って幾つかあるんですけれども、一番最後のところにすごい細かく書いてあるところのほかに、法務大臣において、日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認められるに足りる相当の理由があるものを止めることができるとなっているんですけれども、入国した後に検疫なんですね。検疫のところで、悪質とまでいかなくとも、幾ら何でもこれは気付けよというものを持つて入っているような人を見付けたら、そこで入国拒否で一回差し戻して国外退去という形で差し戻すというのができないかなというふうに思います。

入ってしまってからの法律だから、罰則、罰金だったりだとか懲役刑があるわけですが、そこしかなくて。もう帰ってくれというのは、もう遡って帰ってというふうにしてしまうと、そうすると、ラフに日本だから自由に入れるだろうと来るような外国人も減るんじゃないかなと思っています。特に出張してくる人だとか、あとは多くの国の人人が日本に来るには結構なお金を払って来るわけなので、気楽に行ったら帰らされるというのが分かると、ちゃんとやってくれるというのがあって、見せしめというわけでもないんですけども、入国のところでも制限できないかなという、そういうふうに思っています。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

このような水際に関しては入国管理局のほか、税関、それから検疫と、これ三つ併せてC I Qと言っているんですけども、C I Qの連携で止めるというのがすごく重要なと思ってています。ですので、取組としては正におっしゃられるように、みんなで連携して、そういう繰り返しやってきては違法な畜産物を持ち込む、こういった方をいかに止めるかというのを連携してやっています。

その取組の一つとして、入国時の入国審査を慎重に行うということを既に今実施しております。これは何をやっているかというと、あらかじめ検疫においてすごく繰り返し悪いことをしているような人というのは、もうリストアップができていて、そういう人たちについては、来ることが分かったときに慎重に審査をするというのを連携して行うという形で、それで何かおかしなことがあれば、その人については、場合によっては入国をさせないとか、入国目的に合わないのでないですかというようなことをやることも、取組と

して進めております。法律でしかできない部分もありますけれども、法律ではなくてできる部分もたくさんあると思っておりますので、そこについては連携をしっかりと取りながら、進めていきたいと思います。

○稻垣部会長 他はございますか。

○黒濱臨時委員 たくさんあります。すみません。

○稻垣部会長 手短に、ひとつお願いします。

○黒濱臨時委員 続けて、すみません。ずっと私がマイク持って申し訳ないんですけども。

あとは、この豚熱の検査に関して、国が民間検査機関を使うという形を推奨していくという形は大変いいことで、ありがたいなと思います。各県も大分疲弊していますので。

最近の話だと、うちの農場もちょっと病気が出たときに家畜保健所に相談をするわけですけれども、そうすると一番最初に、まずは何より豚熱じゃないよねと、その否定から始まってるんですよね。それで検査、例えば10頭検査するなら、10頭全部の熱を測って熱がないよねって確認して、採血をして、ほかの例えばふん便の採材をしてとかというのがあって、その検査をして豚熱じゃないよねというのを確認してから、ほかの検査をやるみたいな感じになっています。

あとは、検査に行くと、豚熱の可能性がちょっとでもあるとすぐ止められちゃうというのがあって、農場の方から検査依頼が出なくなってきてるんです。こうなってくると、家畜保健所の若い先生方が、特にふだん診るような病気すら勉強する機会を失われているという状況になっていて、難しい病気は知っています、でも普段診る病気分かりません状態になりますので。その辺の方も配慮していただいて、各県の先生たちのグレードアップ、レベルアップを図っていただけるとありがたいなと思います。

○沖田動物衛生課長 研修等もやっていますので、しっかりとやりたいと思います。

○稻垣部会長 オンラインの方で今お二人手が挙がっております。まず、砂川委員さんと末吉委員さん。

まずは、砂川委員さんからお願いします。

○砂川臨時委員 私、国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所の砂川と申します。よろしくお願ひいたします。

私どもは、公衆衛生の観点から、いろいろの動物の病気なども見ているというふうな者

ではあるのですけれども、特に鳥インフルエンザについては、世界的にパンデミックに発展するリスクとかそういったところで、動物の情報も含めて日々監視をしているところです。

そういう観点でいきますと、今日は総論的なこともお話、少しお伝えしてもいいだらうと思ったので、あえて発言させていただいたところなんですけれども、今日の資料の中で、特に省庁間の連携とかそういった文言が出てくるところもあったりしますので、もう既になされていることでもったり、文書の中に文言として含まれていたりするようなことでもあるかもしれません、改めて厚生労働省との連携であったりとか、公衆衛生分野との連携とか、こういったものをちょっと文言一つでも入れておいていただけすると、そういうところに対する観点も、ちゃんと踏まえているんだというふうなところが伝わりますので、いいのではないかというふうに思いました。

以上です。ありがとうございます。

○稲垣部会長 よろしくお願ひします。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。昨今ありますいわゆるワンヘルス・アプローチの観点ですね。それもしっかり含めた上で、資料の準備をしていきたいというふうに思います。御指摘どうもありがとうございます。

○稲垣部会長 よろしいですね。

それでは、次、末吉委員さん、お願ひします。

○末吉臨時委員 鹿児島大学の末吉と申します。よろしくお願ひいたします。今回からの委員で、どうぞよろしくお願ひいたします。

質問が一つと意見が二つございます。豚熱とアフリカ豚熱についてです。

まず最初に、資料1の11ページの質問としまして、この右側の野生イノシシでの確認時のこの外側のピンクの枠、これは説明では、イノシシの減数をするエリアということでしたでしょうか。この左側の移動制限、搬出制限とは違って、野生イノシシの場合、中心の積極的な搜索、そして緩衝地帯、その外側ですね。外側の半径10キロ、半径7キロといいますか。ここでの説明が少し分からなかったので、お願ひします。

○稲垣部会長 ではまずそこをお願いします。

○沖田動物衛生課長 まず、そこを詳しく説明したいと思います。

この野生イノシシが確認されたときには、野生イノシシですので、その確認された地点

の周りが最もウイルスが高いと思われます。そういうところから散らさないために、まずは3キロの範囲に限っては、ここは積極的な死体の探索を行って死体を処分していくということで、入っているウイルスの量を減らすということをやります。また、その周りを緩衝地帯としているのは、ここは中にイノシシが入ってこないように、あるいは中にいるイノシシが出ていかないように、例えば必要に応じて柵を張るとか、そういうことをして、ここの中をできるだけ早くイノシシをなくしてきれいにしていくということでございます。その外側の10キロ、3キロの外の7キロについては、ここは積極的に減数をしていくというエリアになります。あわせて、この10キロの範囲、ASF陽性確認地点と書かれている10キロの範囲については、イノシシがそこで見つかりますと、その10キロの範囲に家畜の豚がいる場合、要は農場がある場合には、そこが移動制限の対象になるという形で、家畜の豚についても併せて措置を取りますが、10キロについては減数を行うということです。すみません、減数を行うというところが少し資料でははつきり分かりにくかったとは思いますけれども、緩衝地帯の3キロに入らないようにする、あるいは3キロから出でていかないようにするとともに、3キロから10キロの範囲については捕獲、あるいはサーベイランス、こういったものを強化して、そのウイルスに感染する可能性のあるイノシシを減らしていくという、こういった措置を取ることにしております。

すみません。説明が不足しまして、申し訳ありませんでした。

○末吉臨時委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○稲垣部会長 それでは、御意見2点、お願いします。

○末吉臨時委員 はい。あと意見2つですけれども、その左の図のところで、この3キロ、10キロというのは変動していくんでしょうけれども、もう一つここでシミュレーションとして置いておかなきやいけないのが、2010年、口蹄疫が出たときに、新たに追加された口蹄疫とアフリカ豚熱の予防的殺処分、このシミュレーションを、500メーターあるいは1キロ、といったところは飼養密度として変わってくるんでしょうけれども、そういうところが今回新たに、まだ未経験ですけれども、といったシミュレーションもこういう防疫措置の中に盛り込んでいった方が、今後のためになるんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、その予防的な殺処分、このアフリカ豚熱の場合は、それを取るこ

とが法律上もできることになっておりますが、その500メートル、3キロ、これはもちろん状況に応じて判断をするということですので、仮にこの措置を取る場合にどういうふうになるかということについては、しっかりと事前に、検討しておく必要があるというのをおっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。

○末吉臨時委員 意見の二つ目ですけれども、資料2家畜伝染病予防法改正の方向性についての3ページのところ、豚熱の殺処分の範囲の変更についてですが、ここでちょっとコードマップとも関連してくるのですけれども、私が感じているところで、この豚熱、今現在は豚熱の病気の怖さよりも、これが家畜伝染病に指定されていることが影響大きいと思うので、先ほど病気にグレードを付けてという話も説明でございましたように、ニューカッスルの場合も法定で家畜伝染病と届出伝染病、鳥インフルエンザの場合も高病原性、低病原性、鳥インフルエンザ、三つに分けて、動衛研なんかでその病原性のグレードをしっかりと、基準を決めてやっているところがあるので、豚熱の家畜伝染病はそのまま残して、今の流行している低病原性とか中等度病原性の豚熱を、グレードをしっかりと科学的に基準を設けて、これを届出伝染病に持っていくことはできないのかというのが意見です。

よろしくお願ひします。

○稻垣部会長 お願ひいたします。

○沖田動物衛生課長 今のお話は、豚熱の、豚熱自身の検証ということになろうかと思います。専門的なお話ですので、もし委員の先生方の中で、もし何か意見があればお聞きしたいと思いますけれども、基本的に現時点で、今考えている豚熱の今の対応から殺処分範囲を変更するという形にすることによって、今の指摘いただいた御懸念の大きな部分は、解消できるというふうに我々期待しているところです。

一番言われているのは、多分豚熱になったらどうしようというところだと思います。先ほど黒濱委員からもありましたけれども、どうしようということには、その裏側に付いているのは、豚熱だと全部殺処分されるからということだと思います。その部分の懸念は、今回その見直しをすることによって、その懸念、大部分は解消できるのではというふうに期待しておりますが、頂いたお話については、やっぱり専門的な検討の場で、データに基づいて議論をするべき話だというふうに思っておりますので、それについては、まずデータ、そういうものをしっかりと我々として集めていきたいというふうに思っています。

○末吉臨時委員 ありがとうございました。失礼します。

○稻垣部会長 それから、オンラインで、続きまして高松委員さん、お願ひします。

○高松臨時委員 マルイ農協の高松といいます。日本養鶏協会の副会長をやっています。

鳥インフルエンザについて、ちょっと御意見させていただきたいんですけども、声、大丈夫でしょうか。聞こえていますか。

○稻垣部会長 大丈夫です。

○高松臨時委員 鳥インフルエンザのワクチンについて、ちょっと御意見させていただきたいのですけれども、冒頭鳥インフルエンザにつきましては、国内の発生状況等々お話をうたと思うのですけれども、今、国内の状況、世界の状況を見ましても基本防疫、飼養管理の徹底、摘発、淘汰だけでは、もう防ぎきれないというのが我々の現状認識です。

国内でもワクチン技術検討会、8月に開催しまして、私も委員として出席しておりますし、今ようやく国内でも議論が始まったところではあるんですけども、世界の状況を見ますと、大分遅れているというのが私の実感でございます。国内においては、使用できるワクチンは不活化ワクチン、承認されているのは不活化ワクチンのみです。世界的な接種計画等々議論されるのを見ておりますと、様々なワクチン、特にベクターワクチンなど使われておりますので、こういった新しいワクチンの承認についても速やかに承認されるような体制をお願いしたいなと思うところでございます。

特にベクターワクチンは組み換えワクチンでもございますので、カルタヘナ法の適用もあって、やっぱりハードルもちょっと高いところもございますので、できればそれを、もし承認申請がありましたら、迅速に審査していただけるような形にしていただきたいなと思っております。

また、国によっては、正式承認の前のテンポラリーでの承認等々もあるようですので、そういうことも考えていただけないかなと思っているところです。

あと、あわせてなんですけれども、ワクチン導入に向けてのハードルというのは、やっぱりサーバランスだと思うんですね。各国との防疫に関する課題解決にとっては、そのサーバランスが最重要課題だと思っておりますので、先ほど課題にもありました家畜防疫員の業務が、非常に負荷が大きい中ではあるんですけども、サーバランスがしっかりできるような体制というのを、もし仮にワクチン接種するのであれば、そういう体制を整えていけるような何かしらの方策、予算的なものであったり、人員的なものであったり、そういうことを推し進めていっていただきたいと思っております。

私から以上です。

○稻垣部会長 よろしくお願ひします。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

鳥インフルエンザのワクチンにつきましては、先ほど本当に簡単に触れただけになってしまいましたけれども、昨今の新しい状況、外国、特に途上国ではなくて先進国、獣医療体制がしっかりとしていると考えられる先進国でのワクチン使用という、新しいフェーズも始まっております。それから、ワクチンについても高松委員御指摘のとおり、不活化ワクチンだけではなくて、新しい技術を使ったより効果の高いということが期待できるようなワクチンというものが作られている、ヨーロッパで承認を受けていると、こういったような新しい動きもあります。そういったことがありましたので、我々としては、それが日本に本当に適用できるのかどうかということを、まずはしっかりと検証、データに基づいた検証を行っていくことが重要だと思っておりますので、その目的で検討会を立ち上げて議論をしておるところです。

御指摘いただいたような点について、しっかりとその中で議論して、サーバイランスもそうです。サーバイランスをすることは必ず必要だと思っていますが、どういうふうにやるのが最も日本にとって効率的で効果があるのかということを実際議論していかないと、実装はできないというふうに思っておりますので、そういった議論をしっかりとしていくたいというふうに思っておるところです。

ワクチンの承認のプロセスについては、ちょっと確認をしておるところです。少々お待ちください。

薬機法上、対応というのが、定められたプロセスがありますのでそれは経る必要がありますが、その中でどういう対応ができるかということについては検討をしてみたいと思いますが、ワクチン自体についていえば、新しいものについては、例えば組み換えであれば環境への影響とかを評価しなきやいけないといった定められたプロセスありますので、そういったものがきちんとクリアされるような状態で使うことが重要だと思っていますので、その中で何ができるかを研究してみたいというふうに思います。

○稻垣部会長 よろしいですか。

○高松臨時委員 ありがとうございます。

○稻垣部会長 大分時間も経過しているんですが、ほか。それでは、山口委員さん、お願

いします。

○山口臨時委員 豚熱の選択的殺処分に関することで二つ教えてほしいんですけども、1点目が、今のところこの資料2の3ページ見ますと、変更案としては哺育・離乳豚は全頭で、肥育豚は一部というような漫画で記されていますが、この範囲というのは、あくまでも選択的殺処分ができるというだけで、するかどうかというのはケース・バイ・ケースで、ワンサイトなのかマルチサイトなのかとか、管理方法にもよると思うので、そこはその都度、その状態によって判断するという理解でいいんでしょうか。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

例えば、農家ごとに「やる/やらない」とやるとこれは混乱するので、一定の線をきっちり引いて、その線に基づいてやるのが原則だと思っています。ただし前提条件として、ワクチンが効いている農家と効いていない農家とあると思いますので、ワクチンが効いていない農家に関して、それ一律でいいかといったらそうはいかないと思います。ですので、前提条件の作り方と、前提条件を作つてそれをクリアするかどうかというところはまちまちかもしれません、一旦ちゃんと条件にはまつたものについては、一律で線を引くというのが原則になろうかと思います。

○山口臨時委員 あともう一点なんですけれども、殺処分の、私は豚の方の殺処分、どういうふうにやられているかというのは存じ上げないんですけども、殺処分の工程で感染が広がるという可能性もあるのかなと思っているんですが、その場合に、これが導入された場合に、殺処分方法だとか、そういう手順というのが今後変わっていくような可能性もあるんでしょうか。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

農場内の例えば消毒であるとか、あるいはその農場内でのウイルスの伝播をいかに防ぐかという、そういう防疫措置の話だと思います。技術的なところは、法律、制度をまず改正するというのがあるんですが、それに伴つてどういうやり方をするかという具体的なところは、防疫指針の中で定めていくことになると思いますので、そこはまた専門家の先生方の意見も聞きながら検討していきたいと思います。

○山口臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

○稲垣部会長 では、小田委員さん、お願いします。

○小田臨時委員 すみません、時間も押し迫っているところ。

私からお願ひということで、お話しさせていただきたいんですが、いろいろお話を伺いながら、例えばランピースキン病のように国内で初めて出た、それに対してこうやって予防法をいろいろと見直していくという柔軟な対応というか、臨機応変な対応というのは、非常にすばらしいなと思っていますし、また都道府県の家畜防疫員、家保の職員を含めますけれども、人数が減ってきており、なり手が少ないので、その上業務量が増えて疲弊しているという状況を踏まえると、新たな業務軽減措置を考慮していただいているというのは、非常に感謝するところです。私も今は引退していますけれども、そのような職場で働いてきた者なので。

お願ひは、先ほども、どなたから法的強制力というお話をありました。いろいろな手法というか法律の解釈があると思いますが、実際に家畜衛生の現場で疑わしい状況、伝染病が発生したんじゃないかと疑う場合、確認のために当然その場所に立ち入ることが行われますけれど、その際の根拠はほとんどが家伝法の51条です。この51条の解釈というのは、もうずっと長い間、農水省さんと各県で話してきたと思いますが、要は警察の捜査権のような強制措置は取れない、あくまでも双方理解の下で執行しなきや駄目だよということが、ずっと続いてきたかと私は認識しています。資料の中にもありましたアフリカ豚熱のウイルスが混在している可能性がある食品の調査だとか、豚熱についても、例えば北海道で本州の発生農場から化粧品の材料として胎盤、プラセンタが来ているという情報が入ったときに、速やかに立ち入ろうと思っても、相手に拒否されたら手が出ないわけです。いろいろと発生農場での状況を積み上げて、確実な情報を提示して初めて相手も仕方がない、じゃあ見てくれよという流れになると手遅れになることを北海道としては危惧してきたところです。

立入検査の権限強化については、立ち入って確認した結果、先ほどもお話ありましたけれども、当然、大丈夫だったねという場合も多いと思いますがそれはそれとして早期発見、まん延防止に繋がるかと考えます。新しい法律の肉付けと並行して、既存の見直しというか、精査も併せて必要かなということで、お願ひしたいのがまず1点。

次に、鳥インフルエンザの対策パッケージとか豚熱のパッケージを拝見させていただきましたがやはりこういった大きな病気ということで、先を見据えたパッケージは必要と思う一方で、ちょっと気になったのは、例えば、飼養衛生管理基準に塵埃や分割管理の関係を盛り込むと、法律で規定されているルールになって、営農というか、畜産業の振興にと

っては、非常にハードルが高くなることを危惧します。

というのは、全国的に生産者数が減少、新規なり手が伸びていない中で、家畜衛生対策に万全を期しても、振り返ると農家戸数が3分の1になっていただとか、生産性ががくんと落ちていたとか、そういう状況は本末転倒かと。将来的な日本国における畜産の生産体制というのも視野に入れて、こういった中身を検討されているとは思うのですが、畜産業は多くの県で基幹産業であるので、そういったことも十分カバーできるような対策の推進という視点で法改正を検討していただければありがたいなと思います。

今回、このような形で進めていることを我々に教えていただいたのはありがたかったですし、今後は鳥インフルエンザ、あるいは豚熱の小委員会等もある中で、そこには生産者の委員もいらっしゃると思いますので、各種の施策をどういう位置付けにすればいいのか、指導等の指針に盛り込んで、指導事項として強力に進めるとか、バリエーションをいろいろ考えていただければありがたいなと思います。

以上です。

○稻垣部会長 よろしくお願いします。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

51条の話につきまして、そういう課題があるということは、我々もよく議論させていただいているところです。

家畜伝染病予防法の改正、実は前回は令和2年です。今回、その令和2年の改正から5年がたちますので、5年後に見直すというのが前回の改正のときに附帯決議として付いていて、それを実施している中から、今回、御説明をしたような改正の方向になっています。家伝法については、不斷に見直していくというのが重要だと思っていますので、頂いた御意見なども踏まえて、これは家伝法の検証というの引き続き続けていきたいというふうに思います。

一方で、飼養衛生管理基準につきましては、御指摘の点、非常に現場のことをしっかりと見ていただいている御指摘だと思っております。飼養衛生管理基準を変えることにつきましては、これはこの部会で御意見を伺って、その諮問をして答申をいただくというプロセスを経ることになりますので、その中でまたいろいろ議論をさせていただければというふうに思います。ありがとうございます。

○稻垣部会長 オンラインでお手が挙がっていますが、岡本委員さん、よろしいですか。

○岡本臨時委員 時間が押している中、大変恐縮ですが、1点、本日提供いただきました資料の中のうち、鳥インフルエンザでの7日間の通報遅れという部分を見て、感じるところがあつたので一つ発言させていただきます。

鳥インフルエンザに関しては、3週2倍の特定症状というルールがございます。過去3週間の間の平均の数値に対して2倍以上の死鳥があつた場合は、それを特定症状とみなすというものがありますが、こちらのもの、ブロイラーに関しては、少なくとも非常に非現実的であると言わざるを得ません。こちらの報告を満たすために、機械的に計算して家保に機械的に報告すると、家保もそれを報告として受け取りはするけれども、実際にアクションがあることはほとんどございません。私、獣医師なんですけれども、現場でAIを疑う症状を確認したとき、もしくは著しい死鳥の増加、例えばブロイラーの場合ですと大体1%超えなどがあつたときに、家保さんに通報して、そこで初めて家保さんが動いてというふうなパターンがございます。レイヤーの方ですと、多少なりともこの特定症状は該当するとは思うんですが、現場の先生方とお話をしますと、レイヤーにおいても3週2倍のルールだと実際非現実的に、合わないという部分はしばしばあるという話がございます。

ですので、できましたらこちらブロイラー、レイヤー、もしくは地鶏など、それぞれの畜種において、現実的な報告の数字の基準としての特定症状を見直した方がいいのではないかというふうに思います。

このように3週2倍の部分で実際のところは引っかからない事例が多くて、逆に危機感が薄れている部分もあるのではないかと危惧しております。

私からは以上です。お時間ありがとうございました。

○稻垣部会長 よろしくお願いします。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

今のその通報のルールに関しましては、これまでの知見を踏まえてのルールづくりというので進めているところです。

今のような、お話しをいただいたことも踏まえて考えていく必要があると思っていますが、大事なことは、2倍のルールがなぜあるのかということです。要するに簡単に言いますと、やはり鳥インフルエンザの早期通報というものが極めて重要だという、必要だということはしっかりと理解をいただきたいと思います。2倍といいながら、明らかにほかの要因があるという場合には、それは踏まえた上で通報するというふうに、一応そういう柔軟性も

持たせていますが、大事なことは逃さずに通報してもらうことです。正直言いますと、ブロイラーの農家で、過去になんですけれども、2倍ルールというよりも3羽だったか、ちょっとすみません、正確な数字は忘れましたが、1桁台の死亡、ブロイラーの農家で、1桁台の死亡で通報したことによって見つかったという事例もございます。我々、このルールでもあるのですが、メッセージとして伝えたいのは、いかに早期に通報するかということです。空振りになんでも構わないと思っています。いかに早く通報するかだと思っています。そういうことを、現場でどうなるかということも踏まえて議論は必要ですけれども、そのメッセージを強く我々としては出していきたい。その中で、また議論していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○稻垣部会長 よろしいですか、岡本委員さん。

○岡本臨時委員 分かりました。

○稻垣部会長 それでは、もうよろしいでしょうか。それでは、どうも大変ありがとうございます。それでは、議事の（2）その他について、事務局の方から御報告ありますでしょうか。

○沖田動物衛生課長 特にありません。

○稻垣部会長 ないということですが、その他、家畜衛生に関する内容について、こういう機会でございますので、委員の皆さんから御意見、御質問等あればよろしくお願いしたいのですが。よろしいですかね。

それでは、特にないようでしたら、終了させていただこうかと思います。

事務局の方に進行をお戻しいたします。どうぞよろしくお願いします。

○横澤調査官 稲垣部会長、ありがとうございました。

本日は少々時間押してしまいましたが、熱心な御議論いただきまして誠にありがとうございます。

結びに、審議官の木下から御挨拶を申し上げます。

○木下審議官 本日は大変活発に御議論いただきまして、ありがとうございます。

本日、御説明いたしました家畜伝染病予防法の改正の方向性につきましては、今後の国会の提出、それから国会審議に向けて、我々の方で準備を更に進めていきたいというふうに考えてございます。

鳥インフルエンザが今年も発生をしておりますし、アフリカ豚熱については外国で広が

っているということも踏まえまして、でき得る限りの発生予防対策と、万一発生した場合のまん延防止対策というのを事前にいろいろ検討しながら、やっていきたいというふうに思っております。

委員の皆様におかれましても、今後の家畜衛生の充実に向けて、今後とも御指導、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

本日は長い間ありがとうございました。

○横澤調査官 以上をもちまして、食料・農業・農村政策審議会第76回家畜衛生部会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時50分 閉会